

保健師・助産師・看護師にかかる奨学金貸与概要

山口県厚生農業協同組合連合会

1. 対象者

養成施設に在学する者（入学決定者を含む）で、卒業後、J A山口厚生連の開設する病院において保健師・助産師・看護師として、その業務に従事しようとするもので、原則として養成学校の推薦を受けた本人の申請により承認された者

2. 養成施設

- ① 保健師助産師看護師法第 19 条に規定する文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した保健師養成所
- ② 保健師助産師看護師法第 20 条に規定する文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した助産師養成所
- ③ 保健師助産師看護師法第 21 条に規定する文部科学大臣が指定した学校または厚生労働大臣が指定した看護師養成所

3. 奨学金の額および貸与期間

対 象 職 種	貸与額（月額）	貸 与 期 間
保 健 師	30,000～50,000	所定の在学期間（原則として1年）
助 産 師	30,000～50,000	所定の在学期間（原則として1年）
看 護 師	30,000～50,000	所定の在学期間（原則として3年・2年）

4. 誓約勤務期間

奨学金の貸与を受ける者は、法定の資格取得後、奨学金貸与期間と同等の期間、J A山口厚生連の開設する病院に勤務するものとする。

5. 奨学金の償還免除

奨学金の貸与を受けた者は、法定の資格取得後、J A山口厚生連の開設する病院に奨学金貸与期間と同等の期間継続勤務した場合には、奨学金の償還を免除する。

6. 違約時の償還

- ①奨学生が自己の都合により中途退学した時には、貸与した奨学金の全額を本人または保証人から一時に償還させるものとする。
- ②奨学金を受けた者が誓約勤務期間を中断して違約退職した時は、所定の計算式により求めた奨学金の残額を本人または保証人から一時に償還させるものとする。

7. 在学中の義務

奨学生は、毎学年終了後、学業成績証明書を厚生連に提出しなければならない。

8. 奨学の中止

奨学生の学業不振、素行不良、その他奨学の趣旨にそわない行為があり、当初の目的を達成できないと認められる時は、奨学金の貸与を打ち切り、それまで貸与した奨学金を一時に償還させる

9. その他

奨学金制度について不明な点がございましたら、J A山口厚生連総務部（TEL083-973-3286）または各病院看護部長までご連絡ください。

以 上